

(案)

参議院議員通常選挙ポスター掲示場の製作、設置、撤去等業務委託契約書

発注者 大和高田市（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、参議院議員通常選挙ポスター掲示場の製作、設置、撤去等業務委託について、次のとおり契約を締結する。

1. 製造品 製造するポスター掲示板及び資材は、仕様書に従い、製造すること。
2. 契約金額 円（内消費税等 円）
3. 数量 別紙仕様書のとおり。
4. 仕様 別紙仕様書のとおり。
5. その他 別紙仕様書のとおり。

(総 則)

第1条 乙は、この契約（本契約書、仕様書及びその他の取決めを含む。以下同じ。）に従い、ポスター掲示板及び資材を製造し、掲示場の設置、撤去等を実施しなければならない。

(契約期間)

第2条 甲の指定する日とする。

(選挙の公示の前日までの設置、選挙期日後4日後までの撤去処分)

(設置・撤去等)

第3条 乙は、甲の指定する場所に、乙の責任において参議院議員通常選挙のポスター掲示場（以下「物件」という。）を設置しなければならない。選挙期日の翌日以降、指定した期間内に物件を撤去すること。撤去にあたっては、掲示板の他、設置に使用したすべてのものを回収し、設置場所を原状に復すること。

(検査)

第4条 甲は、乙から物件の設置完了の通知を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。

検査の結果、当該物件に不良があるときは、乙は、当該物件を撤去し、第1条に規定する物件を甲の指定する日までに設置しなければならない。

2 甲は、乙から物件の撤去完了の通知を受けた日から10日以内に検査を行い、解体撤去及び原状回復が不十分と認められる場合は、甲の指示に従い措置し、その経費は乙の負担とする。

(支払方法)

第5条 乙は、業務完了後、受注者からの適法な支払請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

(契約の解除)

第6条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者が正当な理由がなくこの契約に定める義務を履行せず、又はこの契約を完全に履行する見込みがないと発注者が認めたとき。

(2) 受注者又はその代理人若しくは使用人等がこの契約に違反する行為又は不正の行為があ

ったとき。

(3) 正当な理由がなく、契約の履行のため発注者が行う監督及び検査等に対し、妨害及び指示に従わない等の協力義務に反する行為をしたとき。

(4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人又は支店若しくは営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人又は支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員（大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に参加していると認められるとき。

ウ 役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団員であることを知りながらその者を雇用又は使用しているとき。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 下請契約、購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

ク 下請契約等に当たり、アからカまでのいずれかに該当する者と知らずにその相手方としていたことが認められる場合において、発注者から当該契約の解除を求められて、これに従わなかったとき。

ケ 契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、この契約条項に違反したとき。

(違約金)

第7条 前条の規定によりこの契約を解除したときは、甲は、乙から契約金額の100分の10の違約金を徴収するものとする。

(談合等による解除)

第8条 甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができるものとする。

(1) 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する課徴金納付命令）が確定したとき。

(2) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 甲は、前項の規定による契約解除をした場合において、乙に損害が生じてもその責めを負わない。

(賠償金)

第9条 前条第1項各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として契約金額の100分の20に相当する額を支払わなければならない。また、当該契約を履行した後も、同様とする。

(費用の負担)

第10条 この契約の締結に要する費用及び設置撤去等に要する費用は、乙の負担とする。

(秘密保持)

第11条 乙は、本契約の履行にあたり知り得た秘密を第三者に漏洩し、又は本契約の目的以外に使用してはならないものとする。

2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用する。

(疑義の解決)

第12条 この契約に定める事項その他について疑義が生じたときは、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）、大和高田市会計規則（平成11年規則第59号）及び発注者が定めるその他の規程に従うものとし、その他は必要に応じて甲と乙とが協議の上定めるものとする。

この契約の締結の証として本書2通を作成し、甲と乙とが各々記名捺印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 大和高田市大字大中98番地4
大和高田市
大和高田市長 堀内大造

受注者